

中越沖地震に係る一部負担金減免について（レセプト等の対応）

対応範囲：新潟県の医療機関、平成19年9月診療分～12月診療分（社保・国保）

1. <レセプト欄外上部の記載>

減免対象者 . . . “(災1)”と記載

減免対象者以外

ア) 保険者が特定出来ない方、又は、老人市町村番号が特定出来ない方

. . . 記載なし

イ) 記号番号、又は、老人受給者番号が確認出来ない方 . . . “(不詳)”と記載

“(災1)”の記載例

診療報酬明細書(医科入院外)2国 平成19年 9月分 県番 15 医コ1 2 3 4 5 6 7
(災1)

“(不詳)”の記載例

診療報酬明細書(医科入院外)2国 平成19年 9月分 県番 15 医コ1 2 3 4 5 6 7
(不詳)

2. <減免対象者のレセプト一部負担金の記載>

中越沖地震に係る一部負担金減免についてのQ & A (niigata-2007-08-31-qa.pdf)

7. 記載方法についてを参照

自立支援医療を持ち、入院・外来あわせての上限額の方（入外上限額が“0”又はALL“9”以外の方）で、同一月に入院・外来の両方で診療がある場合は、記載方法に沿った一部負担金記載が出来ませんので、手修正にて対応をお願い致します。

3. <レセ電データの記録>

減免対象者

減免対象者以外

ア) 保険者が特定出来ない方、又は、老人市町村番号が特定出来ない方

イ) 記号番号、又は、老人受給者番号が確認出来ない方

上記に該当する場合は、レセ電データの記録対象外とする。（レセプトでの提出）

4. <国保レセ電請求書の集計>

減免対象者

減免対象者以外

ア) 保険者が特定出来ない方、又は、老人市町村番号が特定出来ない方

イ) 記号番号、又は、老人受給者番号が確認出来ない方

上記に該当する場合は、国保レセ電請求書の集計対象外とする。

5. <社保診療報酬請求書の集計>

減免対象者

減免対象者以外

ア) 保険者が特定出来ない方、又は、老人市町村番号が特定出来ない方

イ) 記号番号、又は、老人受給者番号が確認出来ない方

上記該当分と非該当分に分けて集計を行う。

上記該当分については、“(未確定分)”と記載する。

“(未確定分)”の記載例

平成19年 9月 分 診療報酬請求書(医科・歯科 入院・入院外併用)
別 記 殿

その他のレセ

(未確定分)

保険医療機関の
所在地及び名称

開設者氏名